平成２６年（フ）第１１２７号
京都府綾部市栗町平田31番地
債務者　大山こと　本田　明美
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２８号
京都府八幡市男山泉15番地１　ヒルサイドビレッジＣ203
債務者　西森　純子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３９号
京都市山科区西野山欠ノ上町32番地　山口アパート101
債務者　井上　政樹
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市七松町２丁目15番15―106号、前住所兵庫県尼崎市浜田町４丁目48番地サンハイツ堀内403
債務者　小林　順一
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目19番３号レオパレス播磨Ⅲ203号、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見1716番地の12
債務者　岡田　茂雄
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２５７号
兵庫県姫路市下手野４丁目８番23号
債務者　松本　卓己
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２５８号
兵庫県姫路市下手野４丁目８番23号
債務者　松本　史子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３１号
兵庫県高砂市伊保崎４丁目10番28号
債務者　西山　尚幸
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０４号
鳥取県境港市幸神町249番地
債務者　宮本真澄こと　許　　真澄
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６９４号
広島市南区大州４丁目５番17―206号
債務者　原本　一美
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１１号
広島市安佐北区三入１丁目７番１―203号
債務者　中村　眞治
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２６号
広島市西区古江東町13番９号
債務者　後藤　　晃
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２７号
広島県東広島市西条中央５丁目７番８―301号　ウィング１ビル
債務者　まいど家ことＲｅＣこと　大黒　高志
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２８号
広島県東広島市西条中央５丁目７番８―301号　ウィング１ビル
債務者　大黒　節子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０号
広島県尾道市高須町5598番地１　有料老人ホーム陽だまりの家
債務者　三城工販こと　城迫　康男
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第７１号
広島県世羅郡世羅町大字小世良452番地７
債務者　重本　義正
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１３６号
山口県下関市安岡町４丁目７番９号
債務者　熊谷　幸教
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係